

第4回 取手市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時：令和3年10月21日（木）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：取手市役所 議会棟第三委員会室

3. 出席者：

委員：岡田弘文、賀曾利清、櫻井由子、志村俊晴、下園敦子、
間宮真知子（敬称略：五十音順）

事務局：市民協働課 課長（佐藤）、係長（松丸）

傍聴人：なし

4. 欠席者：

委員：青木照江（敬称略）

5. 議事内容

（1）計画案内容（目標及び主要課題、具体的施策、評価指標）について

事務局：計画案について、前回の第3回審議会にてご意見をいただき、所管課と協議し修正した点、及び庁内各課よりの修正意見を説明。【資料①と②を使用】

会長：計画案についてご意見、ご質問をうかがいたい。

委員：13頁の基本目標3「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」について、最初の案は「意識づくり」だったのを一歩先に進み、「基盤の整備」としました。この13頁の基本目標の説明について、後述の具体的内容と整合性を取った説明にした方がよい。

事務局：確認し、整合性を取った表現とする。

委員：50頁「子どもを養育する家庭への相談・支援」事業No78のファミリーサポートセンターは子育て支援課が社会福祉協議会に委託して事業を実施している。52頁のNo86の障害者のボランティア活動の担当課記載のように、担当課と社会福祉協議会との並列で記載したほうがよいのでは。

事務局：ファミリーサポートセンター事業は子育て支援課が1年更新で毎年委託契約を結んでいる。社会福祉協議会以外の委託先になる場合も可能性としてあるため、事業実施主体の子育て支援課のみの表示とした。再度担当課に確認する。

委員：74 頁事業 No144 のヤングケアラーについて。「ヤングケアラー」という言葉は市民の皆さんにまだまだ馴染みのない言葉だと思う。注釈を記載してはいかがか。ヤングケアラーについて、一番の問題は教育機会が奪われていることです。このため、取り組み内容の説明について、「教育機会の確保」を最初に説明したほうがよいと思う。

事務局：「ヤングケアラー」について注釈を掲載する。取り組み内容の掲載についても、担当課に確認し、修正する。

委員：指標・目標について4箇所ほど意見と確認です。①24 頁の「市職員の年次有給休暇平均取得日数」の目標値について、ワークライフバランスに着目しての設定だと思うが、男性の育休取得率などももう少し男女共同参画視点の目標にしても良いのでは。②同じく 24 頁の「特定教育・保育施設定員数」について、子ども・子育て支援事業計画が根拠のようですが、計画を確認したところ、令和6年度までの計画でした。令和8年度の目標値もこの数字でよいのでしょうか。数字が変わらないのは定員が充足しているという意味だと思いますが、事業のやり方であって目標ではないと思います。これに変わる目標値を設定すべきではと感じます。③44 頁「DVに関する研修参加回数」について、こちらは相談員が受講する回数ということですよ。④66 頁「人権相談」日数を目標にするよりは、参加者数を目標にした方が良いのでは。他に何か所か実施回数を目標値としているものがある（56 頁：ゲートキーパー養成講座開催数、72 頁：女性学級の開催回数）。回数自体を目標にすること自体はありだとは思いますが、参加者が少なければいくら実施しても効果があがらないのでは。そもそも目標というのはそれを達成することで効果が期待できるものです。機会の創出という点で回数を目標とするのはわかるが、そこを目標としていいのでしょうか。

委員：④について、回数を目標とするのはまだわかるが、日数を目標にするのは、あいまいな設定だと思います。

事務局：①②④について、回数を目標とすかどうかなど、考え方を見直し、担当課と協議・再調整します。③については、「相談員の」研修参加回数と修正します。

委員：52 頁の事業 No89 障害者「ヘルプマーク、ヘルプカード」について、実際わたしの近所でも使用している方がいる。最初はわたしも知らなかった。このマークのことを知らない人がまだまだいる。もっとこのマークを周知・浸透させる取り組みをした方がいい。

委員：SDGs のマークについて、17 番の「パートナーシップで目標を達成しよう」が 14・15 頁の体系図に一つも使用されていない。SDGs は世界中の国、日本でも国をあげて目標に向けて取り組んでいるもの。この計画では SDGs のほとんどのマークを使用しています。17 番についても体系図に盛り込めるのでは。

委員：17番「パートナーシップで目標を達成しよう」というのは、一つの課や単位ではなく、みんなで協力してこの目標を達成していきましょうという意味。そうするとこの計画の体系図全部に入れてもいいのですが、一つに絞るのであれば、主要課題1番の「政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大」に入れたほうが良いと思います。各種審議会、市役所女性職員、企業・団体・自治会など各方面での女性の参画を推進する目標が記載されている部分ですので、ここに17番のマークを入れれば、取手市全体で取り組んでいく方向性を打ち出せるのでは。

会長：ほかに計画案について質問やご意見はございますか。

委員一同：～特になし～

会長：では、計画案について本日の意見を事務局で調整願います。

(2)取手市男女共同参画推進条例の改正(案)の検討について

事務局：前回いただいたご意見から、改正すべき部分を絞って案を作成し直した。【資料③を使用】性的マイノリティの方を含めたすべての人権を尊重することを加えるため、それに関する用語の整理・見直しのみを実施する。条例のタイトルに「男女」と使用していること、国や県も「男女」の表現のままであることから、「男女」という表現はすべて変更しないこととする。

変更点…付則の最後で、「男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる」という部分を「すべての人が平等で生き生きと暮らすことができる」と修正。第2条の定義に、「性別」「性別等」を定義づけ、さらにDVについて、夫婦間以外についての言及を追加。第7条と8条で「性別」を「性別等」に変更とし、「性別等」を理由とする人権侵害を禁止した。

会長：資料③条例改正案について皆様のご意見をお願いします。

委員：男女共同参画というタイトルの条例ですので、「男女」という表現は必要な個所以外は変更しないということですが、12条の「生涯にわたる健康への配慮」の「男女」の部分は変更してもよいと思うのですが。

事務局：12条については、妊娠・出産など生物学的な「男女」の性別に応じて健康に配慮するという意味ですので、前回の審議会でお示した改正案「男女」を全部別の言葉に言い換える改正案のときから、改正不要と考えている部分です。

委員：第7条について意見。「性別等に関わるハラスメントを行ってはならない」とあります。「性別等に関わるハラスメント」を禁止することを追加表現していますが、あらゆるハラスメントは行ってはいけないことだと思いますので、この表現は必要でしょうか。

事務局：第7条は「性別等による権利侵害」について規定している部分。第3項については、セクハラ以外に存在する「性別等」に関わるハラスメントを禁止するためにあえて追加しました。

会長：他に意見がないようでしたら、今回の意見をもとに事務局にて条例改正案を修正して次回の審議会に諮るということによろしいでしょうか。

委員全員：異議なし

会 長：では、本日の意見を事務局で整理願います。

(4) 次回審議会日程について

事務局：第5回審議会は、12月に実施いたしますパブリックコメントの結果の検討となります。また、第6回審議会は計画を市長へ答申となります。第5回は1月25日(火)午後、第6回は2月8日(火)午後で調整をお願いします。